

【論 文】

女性の人工妊娠中絶を受ける権利と Dobbs 判決

井上 一洋

Kazuhiro Inoue

キーワード Dobbs 判決、Roe 判決、Casey 判決、リプロダクティブ・ライツ、人工妊娠中絶、デュー・プロセス

2022 年の Dobbs 判決¹において、連邦最高裁は、Roe 判決²および Casey 判決³を覆した。本稿では、この Dobbs 判決を概観した上で、同判決の問題点について検討を行う。

はじめに

2022 年の Dobbs 判決において、連邦最高裁は、Roe 判決および Casey 判決を覆した⁴。同判決では、医学的緊急事態または重度の胎児異常の場合を除き、妊娠 15 週以降の人工妊娠中絶を禁止するミシシッピ州法⁵が問題となった⁶。この Dobbs 判決は、合衆国における人工妊娠中絶のあり方に大きな影響を与えるものである。同判決において、連邦最高裁は、人工妊娠中絶を受ける権利が我が国の歴史と伝統に深く根ざすものではなく、さらに、それは「秩序ある自由」(ordered liberty)の本質的な構成要素ではないため、そのような権利が憲法の文言から示唆される根拠はないとして、人工妊娠中絶に対する憲法上の権利は存在しないとの判断を下した。その結果、約 50 年間にわたる女性の人工妊娠中絶を受ける権利に対する憲法上の保護が失われた。本稿では、この Dobbs 判決を概観した上で、同判決の問題点について検討を行いたい。

I Dobbs 判決について

(1) 事実の概要

2018 年、ミシシッピ州議会は、「懐胎期間法」(Gestational Age Act) を可決した。

¹ Dobbs v. Jackson Women's Health Org., 142 S. Ct. 2228 (2022). Dobbs 判決を検討するにあたり、小竹聡「合衆国最高裁判所による中絶判例の変更」ジュリスト 1579 号(有斐閣、2023 年)105-9 も参照した。

² Roe v. Wade, 410 U. S. 113 (1973). Roe 判決では、人工妊娠中絶を規制するテキサス州法が問題となった。

³ Planned Parenthood of Southeastern Pa. v. Casey, 505 U. S. 833 (1992). Casey 判決では、1988 年および 89 年に改正された人工妊娠中絶を規制するペンシルベニア州法が問題となった。

⁴ Eric R. Claeys は、本件で問題となったミシシッピ州法は、Roe 判決、Casey 判決、さらには、その後の 11 の判例に違反していると指摘する。以上の点については、Eric R. Claeys, *Dobbs and the Holdings of Roe and Casey*, 20 GEO. J. L. & PUB. POLY 283, 289 (2022) を参照した。

⁵ Miss. Code Ann. §41-41-191 (2018).

⁶ 現在の医療において、15 週という値は、少なくとも胎児が母体外生存可能性となる期間よりも 2 ヶ月早いという指摘がある。以上の点については、Eric R. Claeys, *supra note 4*, at 286-87 を参照した。

同法は、医学的緊急事態または重度の胎児異常の場合を除き、妊娠 15 週以降の人工妊娠中絶を禁止している⁷。そして、この法律に違反した医師は制裁の対象となり、医師免許を剥奪される場合もある。ミシシッピ州側は、当該立法による人工妊娠中絶の禁止は、医学的知見に基づくものであると主張し、その具体例として、右立法が人工妊娠中絶に伴う合併症を列挙し、それが母親にとって重大な身体的・心理的リスクとなることを指摘している点をあげる。さらに、ミシシッピ州側は、妊娠 15 週以降の人工妊娠中絶手術を、危険かつ医師を貶める野蛮な行為とみなしたとも述べている。

ミシシッピ州において、唯一、人工妊娠中絶を行うクリニックである Jackson Women's Health Organization と同クリニックの医師の一人は、懐胎期間法が特に人工妊娠中絶に関する憲法上の権利を確立した Roe 判決に違反していると主張し、連邦地裁に訴えを提起した。連邦地裁は、ミシシッピ州の 15 週以降の人工妊娠中絶の禁止は、先例に違反すると判示し、さらに、第 5 巡回区連邦控訴裁もこれを支持した。そこで、ミシシッピ州側が、Roe 判決および Casey 判決は誤っていると指摘するとともに、当該立法は、合理的根拠に基づく司法審査を満たし、合憲であると主張し、連邦最高裁に上訴したのが本件である。

(2) 法廷意見

本件では、Alito 裁判官が執筆した法廷意見に Thomas、Gorsuch、Kavanaugh、Barrett 各裁判官が同調した。法廷意見は、以下のように述べている。

重要な問題は、合衆国憲法が正しく理解され、人工妊娠中絶を受ける権利を保障しているかどうかである。Casey 判決は、もっぱら先例拘束性の原理に依拠し、Roe 判決を再確認している。しかし、先例拘束性の原理の適切な適用には、Roe 判決の基礎となった根拠を評価することが必要である。

そこで、まず、本件に適用される司法審査基準について検討を行う。合衆国憲法は、人工妊娠中絶を受ける権利について明示的に言及していないが、いくつかの規定は、その潜在的な根拠とされてきた。Roe 判決は、人工妊娠中絶を受ける権利が、合衆国憲法修正 1 条、4 条、5 条、9 条、14 条から生じるプライバシーの権利の一部であるとしている。また、Casey 判決は、人工妊娠中絶を受ける権利の根拠について、合衆国憲法修正 14 条のデュー・プロセス条項によって保護される「自由」(liberty) の一部であるという法理にのみ依拠している。さらに、州による人工妊娠中絶に対する規制は性にに基づく分類に基づくものではない。したがって、人工妊娠中絶に対する規制は、そのような分類に適用される厳密な司法審査の対象とはならず、むしろそれは「健康や安全措置」(health and safety measures) をめぐる事件で適用されるような緩やかな司法審査の対象となる。

⁷ 医学的緊急事態とは、生命が危険にさらされている妊婦の生命を守るために人工妊娠中絶が必要であると医師が判断した場合、または妊娠の継続によって主要な身体機能に実質的かつ不可逆的な障害が生じる深刻な危険がある場合とされる。また、重度の胎児異常とは、胎児が子宮外での生命維持が不可能な場合をも含むとされる。以上の点については、Jeffrey Hannan, *Dobbs v. Jackson Women's Health Organization and The Likely End of The Roe v. Wade Era*, 17 DUKE J. CONST. LAW & PP SIDEBAR 281, 282 (2022)を参照した。

次に、人工妊娠中絶を受ける権利が、我が国の歴史と伝統に根ざした「秩序ある自由」の本質的な構成要素であるか否かを検討するが、人工妊娠中絶を受ける権利は、我が国の歴史と伝統に深く根ざすものではない。Casey 判決が依拠した基礎理論、すなわち、合衆国憲法修正 14 条のデュー・プロセス条項が「自由」に対して実体的な保護も与えるという法理は、長い間論争的的となってきたが、これは合衆国憲法のどこにも明示されていない基本的権利をめぐる問題である。ある権利がこれらのカテゴリーの権利に該当するか否かを決定する際に問題となるのは、その権利が我々の歴史と伝統に深く根ざし、この国の「秩序ある自由」の仕組みにとって不可欠であるかどうかということであるが、単に「自由」という文言のみに依拠しても、この問題に対する回答は得られない。従って、合衆国憲法修正 14 条のデュー・プロセス条項によって保護される「自由」を構成する新たな権利を認めることが裁判所に求められる場合、歴史的な照会が不可欠である。我々は「秩序ある自由」という我が国の本質的な構成要素に関する歴史と伝統に導かれ、合衆国憲法修正 14 条が人工妊娠中絶を受ける権利を保護しないことは明らかであると判断する。20 世紀後半まで、合衆国の法において、人工妊娠中絶を受ける憲法上の権利の裏づけはなかった。州憲法のどの条項もそのような権利を認めてはいなかった。Roe 判決の数年前まで連邦裁判所も州裁判所もそのような権利を認めておらず、さらに、学術的な議論もなかった。実際、人工妊娠中絶は、長い間、すべての州で犯罪であった。コモン・ローにおいては、妊娠の特定の段階における人工妊娠中絶は犯罪とされるとともに、すべての段階において違法とみなされ、それは非常に深刻な結果をもたらす可能性があった。1800 年代に相次いで制定された法律が、人工妊娠中絶に対する刑事罰を規定するまで合衆国の法律はコモン・ローを踏襲していた。合衆国憲法修正 14 条が採択されるまでに、4 分の 3 の州が妊娠のどの段階でも人工妊娠中絶を犯罪とみなすようになった。このコンセンサスは、Roe 判決が下されるその日まで続いた。Roe 判決は、この歴史を無視したか、あるいは誤って記述したのであり、Casey 判決は、Roe 判決の誤った歴史的分析を再検討することを拒否した。

Roe 判決および Casey 判決の支持者は、人工妊娠中絶を受ける権利が、より広範に確立された権利の一部であると主張している。Roe 判決は、これをプライバシーの権利と呼び、Casey 判決はこれを「個人の尊厳と自律性の中心」(central to personal dignity and autonomy) である「私的な選択」(intimate and personal choices) をする自由と表現した。「秩序ある自由」には限界があり、競合する利益間の境界は定義される。Roe 判決および Casey 判決は、それぞれ人工妊娠中絶を望む女性の利益と彼らが「潜在的な生命」(potential life) と呼ぶものの利益との間で一定のバランスを取ったのである。しかし、様々な州の人々は、これらの二つの利益を異なって評価する可能性がある。「秩序ある自由」に関する我が国の歴史的理解は、国民によって選出された代表者が、どのように人工妊娠中絶を規制すべきか決定することを妨げるものではない。

最後に、人工妊娠中絶を受ける権利が、他の判例によって支持されている、より広範に確立した権利の一部であるかどうかを検討するが、我々は人工妊娠中絶を受ける権利が、そのような権利として正当化されないと結論づけている。より広範な自律に関する権利や自分の「存在の概念」(concept of existence) を定義するような権利に訴え、人工妊娠中絶を正当化しようとする試みは、あまりにも行き過ぎたものである。このような試

みは、違法薬物の使用、売春などに関する基本的権利を認めることになりかねない。Roe 判決および Casey 判決が引用した先例はいずれも、人工妊娠中絶がもたらす重大な道徳的問題を含んでいない。したがって、これらの先例は、人工妊娠中絶を受ける権利を支持するものではなく、憲法がそのような権利を保護していないという我々の結論は、それらの先例を損なうものではない。

先例拘束性の原理は、Roe 判決と Casey 判決を引き続き容認することを意味するものではない。先例拘束性は、判例法において重要な役割を果たし、過去の判決に依拠して行動する人々の利益を保護する。それは定着した先例について争う機会を減らし、際限のない再訴訟のコストを低減させるものである。それは、司法プロセスの健全性に寄与するとともに、過去において重要な問題に取り組んだ人々の判断を尊重することで、司法の傲慢さを抑制するものでもある。しかし、先例拘束性は、不可逆的な命令ではない。実際、我々は幾つかの先例を覆している。我々の判例は、先例を覆すことを決定する際に考慮すべき点を明らかにしており、以下に指摘する五つの要因は、Roe 判決および Casey 判決を覆すような強い重みを持つ。

第一に、Roe 判決および Casey 判決が本質的に誤っているという点である。悪名高い Plessy 判決⁸と同様、Roe 判決もまたその判決が下されたその日から、合衆国憲法と相容れないものであり、それは大きく誤っていた。Casey 判決は、その誤りを永続させるとともに、プロライフ (pro-life) 派およびプロチョイス (pro-choice) 派双方に議論による解決を求めたが、必然的に Casey 判決は、勝利の側を決定づけた。敗者の側、すなわち胎児の生命に対する政府利益を促進しようとする人々は、もはや自分たちの意見と一致する政策を採用するよう、選出された代表者を説得することができなくなった。我々は、Roe 判決に反対する多くのアメリカ人の民主的な政治プロセスを閉ざしたのである。

第二に、Roe 判決を導くための理由づけの脆弱性である。合衆国憲法条文、歴史、先例に依拠することなく、Roe 判決は、法律や規則にあるような詳細な trimester (trimester) の枠組みを国全体に課した。Roe 判決が、1868 年に施行された州法が有する圧倒的なコンセンサスにさえ言及しなかった点は重大な問題であり、さらに、同判決がコモン・ローについて言及した点は単なる誤りである。また、Roe 判決は、憲法とは何も関係性を有していない事柄に依拠するとともに、幅広い先例を引用して、憲法上の「個人のプライバシーの権利」を支持することを明らかにした。しかし、Roe 判決は、プライバシーの権利と自己決定権とを混同している。さらに重大な欠陥は、Roe 判決が胎児の母体外生存可能性の前に州が胎児の生命を保護できない点について説明しなかったことである。Casey 判決が、Roe 判決の中心的準則 (central rule) と指摘した胎児の母体外生存可能性に関する恣意的なラインは、人工妊娠中絶を受ける権利を正当化しようとする哲学者や倫理学者の間では支持されていないばかりか、この胎児の母体外生存可能性は、時代とともに変化し、医学の進歩や質の高い医療の利用可能性など胎児の特性とは無関係な要因にも大きく左右される。また、Casey 判決は、Roe 判決を再検討し、Roe 判決の

⁸ Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537 (1896). Plessy 判決では、鉄道会社に白人と有色人種との分離を要求するとともに、それに違反した者に対し、刑罰を科すことを規定したルイジアナ州法が問題となった。

核心的な部分を再確認したが、その理由のほとんどについて容認することを差し控えた。さらに、Casey 判決は、人工妊娠中絶を受ける権利がプライバシーの権利に依拠することを放棄し、それを完全に合衆国憲法修正 14 条に依拠させた。また、Casey 判決は、Roe 判決のトライメスター制を批判するとともに、それを否定し、憲法条文、歴史、先例の確固たる根拠がない不明確な「不当な負担」(undue burden) テストという新しい基準 (standard) を課した。

第三に、Casey 判決が提示した「不当な負担」テストが使いもの (workability) にならない点である。判例を覆すべきか否かの判断は、その判例が課す基準が使いものになるか否か、つまり、一貫した予測可能な方法で理解され、実際に使いものになるか否かに依存する。Casey 判決が示した「不当な負担」テストは、基準 (scale) として不十分である。Casey 判決は、三つの補助的な準則を設けることによって、「不当な負担」テストに意味を持たせようとしたが、これらの準則は、それ自体が問題を引き起こした。「不当な負担」テストに依拠した場合、合衆国憲法上、容認される規制と容認できない規制との間の境界線を正確に引くことが不可能であることを二つの異なる連邦控訴裁判所の判断が証明している。Casey 判決が提示した「不当な負担」テストに固執し続けることは、公平で予測可能な一貫した法原則 (principles) の発展を損なわせてしまう。

第四に、Roe 判決および Casey 判決が他の法領域へ悪影響を及ぼしている点である。Roe 判決および Casey 判決は、多くの重要であるが無関係な法理の歪みを生じさせており、その影響はこれらの判決を覆すためのさらなる理由となる。

第五に、Roe 判決を覆したとしても「信頼利益」(reliance interests) が覆されることはないという点である。伝統的な「信頼利益」は、「緻密な事前計画が明確に必要な場合」に生じるが、人工妊娠中絶は、一般的に事前計画のない処置であるため、本件には信頼利益が存在しない。Casey 判決は、避妊に失敗した場合に人工妊娠中絶が可能であることを信じることによって、女性は親密な関係を結ぶ選択をしたり、経済および社会生活に平等に参加する能力を促進したりしてきたと述べ、従来の意味での「信頼利益」ではなく、より無形の「信頼利益」について容認している。しかし、Casey 判決が言及する「信頼利益」という概念は、財産権や契約に関する事件で展開されるような極めて具体的な「信頼利益」を強調する我々の先例では容認されていない。また、具体的な「信頼利益」が主張される場合、裁判所はその主張を評価することができるが、Casey 判決で容認された無形の「信頼利益」は、特に裁判所にとって評価することが困難な経験的問題、すなわち、人工妊娠中絶を受ける権利が社会、特に女性の生活に与える影響に依存している。当裁判所には、それらの論争を裁く権限も専門知識もなく、さらに、胎児と母親の利益との相対的な重要性を衡量しようとする Casey 判決の試みは、裁判所が自らの社会的・経済的信念を立法機関の判断に置き換えることはないという「憲法本来の命題」(original constitutional proposition) からの逸脱を意味するものである。

本件は、人口妊娠中絶に対する憲法上の権利に関わるものであり、Roe 判決と Casey 判決を覆すことは、合衆国憲法修正 14 条のデュー・プロセス条項に基づく他の権利の憲法上の保護を脅かすことにはならないことを強調する。この法廷意見のいかなる部分も人工妊娠中絶に関係のない判例に疑いを投げかけるものと理解されるべきではない。

Roe 判決のような議論を呼ぶ「分水嶺」(watershed) となる判決を、連邦最高裁が下す

場合、政治や世論の圧力に連邦最高裁が影響されていると国民が誤認する危険性を Casey 判決は指摘した。しかし、そのような判決が政治や世論の圧力の影響を受けて下されるというのは誤りである。そうでなければ、Plessy 判決のような誤った判決が判例法として残ってしまうだろう。連邦最高裁の役割は、法を解釈し、蓄積された先例拘束性の原理を適用し、それに従って判決を下すことである。

連邦最高裁の先例に依拠すれば、州による人工妊娠中絶の規制の合憲性判定基準は、「合理性の基準」(rational-basis review) である。人工妊娠中絶を受けることが憲法上の基本的権利ではないことを考えると、州は正当な理由のために人工妊娠中絶を規制することができ、さらに、そのような規制の合憲性が争われる場合、裁判所は自らの社会的、経済的信念を立法機関の判断に置き換えることはできない。これは問題となっている立法が大きな社会的意義や道徳的な実体を有する事柄に関係している場合にも当てはまる。人工妊娠中絶を規制する立法は、健康や福祉に関する他の立法と同様に「強い合憲性の推定」(strong presumption of validity) を受ける。立法機関が正当な州の利益 (legitimate state interests) に資すると考えることができる合理的根拠が存在するのであれば、それは容認されなければならない。また、これらの正当な州の利益には、あらゆる発達段階における胎児の生命の尊重と保護、母親の健康と安全に対する保護、特に陰惨または野蛮な医療行為の排除、医療専門家の高潔さの維持、胎児の痛みの軽減、人種、性別、障害に基づく差別の防止が含まれる。

ミシシッピ州の懐胎期間法は、「胎児の生命を保護する」という州の利益を含むミシシッピ州議会の具体的な判断に裏づけられている。これらの正当な利益は、懐胎期間法に合理的な正当性を与える。人工妊娠中絶の問題は深遠な道徳的問題を提起する。合衆国憲法は、各州の市民が人工妊娠中絶を規制または禁止することを禁じてはいない。Roe 判決および Casey 判決は、その権限を市民から奪った。当裁判所は、これらの判決を破棄し、その権限を国民と国民により選出された代表者に返還する。

(3) Thomas 裁判官による同意意見

合衆国憲法修正 14 条のデュー・プロセス条項は、プロセスを保障する程度のものであり、それはいかなる実体的権利も保障していないため、人工妊娠中絶を受ける権利も保障していない。

(4) Kavanaugh 裁判官による同意意見

連邦最高裁における先例拘束性の歴史に依拠すれば、第一に、先例が単に誤っているだけでなく、著しく誤っている場合、第二に、先例が法律学上または実社会において重大な悪影響を及ぼしている場合、第三に、先例を覆すことによって正当な「信頼利益」が不当に損なわれない場合、にのみ先例を覆すことができるとされている。これらの判断要素に依拠した結果、Roe 判決を破棄すべきであるとする法廷意見に同調する。

(5) Roberts 連邦最高裁長官による結果同意意見

Casey 判決が示した、「女性の人工妊娠中絶を受ける権利は、胎児が母体外で生存可能とみなされる時期まで及ぶ」という準則を覆すことは、ミシシッピ州側を勝訴させる判

決を下すのに十分である。私の見解では、法廷意見は、適切な裁量権の行使により Roe 判決や Casey 判決を完全に覆すのではなく、上記のように先例の一部を覆すことによって、この事件を解決すべきである。

(6) 反対意見

Kagan、Sotomayor、Breyer 各裁判官は、反対意見を共同執筆した⁹。反対意見は、以下のように述べている。

合衆国憲法修正 14 条が成立した当時、すなわち、ある権利が国家の歴史に深く根ざしているかどうかを判断するために法廷意見が注目する時代、女性は平等な市民とはみなされず、選挙権、所有権、身体をコントロールする権利を持たなかったことに注目すべきである。つまり、法廷意見が合衆国憲法を、批准当時の見解で解釈しなければならないというのは、女性を最下層に置く (second-class citizenship) ことを意味する。しかしながら、憲法制定者たちは、憲法が時代を超えて通用するように、また、時代の変化に対応できるように、解釈の余地のある表現で憲法を起草した。実際、Marshall 連邦最高裁長官は、1819 年の McCulloch 判決¹⁰において、合衆国憲法は、時代を超えて通用することを意図しており、未来に適応しなければならないと述べている。法廷意見は、争点となる道徳的な問題に関して、女性の主体性を奪うものであり、今後制定される法律の範囲がどうであれ、この判決の一つの結果は、女性の権利と自由で平等な市民としての地位を制限するものである。基本的な憲法上の保護を失った何百万人もの合衆国の女性のために悲しみをもって我々は法廷意見に反対する。

II Dobbs 判決の問題点

Dobbs 判決の法廷意見は、合衆国憲法修正 14 条のデュー・プロセス条項が、合衆国の歴史と伝統に深く根ざし、「秩序ある自由」の概念に黙示的に含まれる権利のみを保護していると指摘するとともに、それらの権利には該当しない人工妊娠中絶を受ける権利を憲法上保護される権利と認定した Roe 判決は誤りであると判示した¹¹。ところで、合衆国においては、20 世紀後半まで、合衆国の法において、人工妊娠中絶を受ける憲法上の権利の裏づけはなかった¹²。ここで重要なのは、法廷意見が言及した 1868 年から、約半世紀もの長きにわたり、女性は政治的にマイノリティであったということである¹³。実際、Breyer、Sotomayor、Kagan 各裁判官は、共同執筆した反対意見の中で次のように指摘している。「合衆国憲法修正 14 条を批准したのは男性である。したがって、合衆国憲法を

⁹ Yvonne Lindgren は、3 人の裁判官が反対意見を共同執筆するのは極めて異例のことであると指摘する。以上の点については、Yvonne Lindgren, *Dobbs v. Jackson Women's Health and the Post-Roe Landscape*, 35 J. AM. ACAD. MATRIMONIAL LAW. 235, 257 (2022)を参照した。

¹⁰ *McCulloch v. Maryland*, 17 U.S. 316 (1819). *McCulloch* 判決では、連邦議会に中央銀行を設置する憲法上の権限があるのか否かが問題となった。

¹¹ *Dobbs*, 42 S. Ct. at 2242-43.

¹² *Id.* at 2235.

¹³ Khiara M. Bridges, *The Supreme Court 2021 Term: Forward: Race in The Roberts Court*, 136 HARV. L. REV. 23, 35 (2022).

批准した者たちが、女性の自由にとってのリプロダクティブ・ライツの重要性、あるいは女性が合衆国の平等な構成員として参加するための能力について完全に理解していなかったとしても、それほど驚くことではない。実際、1788年、さらには、1868年に合衆国憲法を批准した者たちは、女性を『我ら人民』(We the People)の文言に包含される共同体の完全な構成員として理解していなかった¹⁴。このような指摘からもわかるように、法廷意見が依拠した1868年当時、女性は民主的な政治プロセスに参加することができなかったため、その利益は法廷意見が人工妊娠中絶を受ける憲法上の権利を容認しないことの根拠とした刑法を含め、合衆国のいかなる法にも反映されていなかったと考えるのが妥当であろう。反対意見が指摘しているように、憲法制定者たちは、憲法が時代の変化に対応し、時代を超えて通用するように解釈の余地を残した表現で憲法を起草している¹⁵。それにもかかわらず、法廷意見は、女性が民主的な政治プロセスに参加することができなかったという点を無視し、1868年前後の時代に特化した憲法解釈を行ったのである¹⁶。

他方で、連邦議会上院における1993年の連邦最高裁判事の指名承認公聴会において、Ginsburg 裁判官は、国家による人工妊娠中絶の禁止は、女性の完全な自律と女性と男性との間の完全な平等を否定するものであると発言し、人工妊娠中絶を受ける権利を強く支持する一方で、Roe 判決やそれが合衆国における人工妊娠中絶をめぐる議論に与えた影響について、繰り返し批判的な発言を行った¹⁷。同裁判官は、Roe 判決に対する批判を繰り返す中で二つの主張をしている¹⁸。第一に、Roe 判決は、欠陥のある法的根拠に基づいているという点である。Ginsburg 裁判官は、人工妊娠中絶を受ける権利について、憲法上の平等原則の観点から議論すべきであると考えたが、Roe 判決は、合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項に基礎づけられるプライバシーに対する基本的権利にその根拠を置いた¹⁹。さらに、同裁判官は、Roe 判決が妊娠した女性の意思決定よりも医師の医学的な専門知識を重視している点にも問題があると主張している。第二に、Roe 判決が第1 trimester以前の人工妊娠中絶を規制するすべての州法を無効とした点である²⁰。Ginsburg 裁判官は、極めて制限的なテキサス州法だけを問題視していた。同裁判官は、Roe 判決が下された1973年においては、人工妊娠中絶に関する論争の決着はついていなかったと指摘するとともに、社会的な論争の最中に突然、Roe 判決が自ら欠陥があると考えた法的枠組みに依拠し、人工妊娠中絶をめぐる論争に終止符を打ったことで、この問題に関する広範な文化的・社会的な合意形成が阻害されてしまったと嘆いている²¹。

Dobbs 判決の法廷意見は、州による人工妊娠中絶の規制は、性に基づく分類ではないの

¹⁴ Dobbs, 42 S. Ct. at 2324 -25 (Breyer, J., Sotomayor J., and Kagan, J., dissenting).

¹⁵ *Id.* at 2325.

¹⁶ Yvonne Lindgren, *supra note 9*, at 238-39, Khiara M. Bridges *supra note 13*, at 35-36.

¹⁷ Kim D. Ricardo, *Was Justice Ginsburg Roe-Ght?: Reimagining U.S. Abortion Discourse in The Wake of Argentina's Marea Verde*, 48 MITCHELL HAMLIN L. REV. 126, 129 (2022).

¹⁸ *Id.* at 129-30.

¹⁹ *Ibid.*

²⁰ *Ibid.*

²¹ *Ibid.*

で、最も緩やかな司法審査基準である合理性の基準に服すべきであると述べた上で、人工妊娠中絶を受ける権利が、女性の市民としての平等な参加を保障するために必要であるとした Casey 判決の共同意見を否定する一方で、人種、性別、障害を理由とした優生学 (eugenics) 上の選好に基づいた人工妊娠中絶を禁止することは、合衆国憲法の法の平等保護が要請する正当な政府利益を促進すると指摘し、先例とは異なるコンテキストから合衆国憲法の法の平等保護の要請について判示した²²。これに対し、反対意見は、「この最も個人的で最も重大な人生の決定について実質的な選択権を女性に与えることは、女性を自律した存在として尊重し、完全な平等を認めることを意味する」と述べるとともに、Casey 判決の共同意見に依拠しながら、女性の人工妊娠中絶を受ける権利を擁護する立場から合衆国憲法の法の平等保護の要請について説示した²³。さらに、いくつかの amici 書簡 (amicus brief) は、人工妊娠中絶を受ける権利の根拠として、合衆国憲法の法の平等保護の要請をあげたが、それらは、先に述べた Ginsburg 裁判官が長く支持してきたものであった²⁴。

ところで、黒人は他の人種に比べ、より頻繁に人工妊娠中絶を受けるとされ、それは白人の3倍から4倍であるとされる²⁵。これは、黒人の意図しない妊娠率が高いことの現れであり、それにはいくつかの要因があるとされるが、最も大きな要因は、黒人の貧困率の高さであるといわれる²⁶。貧困は効果的な避妊を難しくさせるだけでなく、子どもを育てる経済的余裕をも失わせるのである²⁷。このように、黒人は人工妊娠中絶を受ける割合が高いとされるが、州による人工妊娠中絶の規制により、多くの黒人がそれにアクセスできないようになるであろう。一方で、人工妊娠中絶を規制する州に居住している場合であっても、連邦議会が合衆国全体でそれを規制する連邦法を可決しない限り、人工妊娠中絶の医療サービスが利用できる州や連邦直轄地に移動することで人工妊娠中絶を受けることができることから、人工妊娠中絶を規制する州に居住する黒人も他の州や連邦直轄地に移動することで人工妊娠中絶を受けることができよう。しかしながら、他の州や連邦直轄地に移動する事で居住する州における人工妊娠中絶の規制を回避できる人々は、ある程度の経済力を持つ傾向があるとされることから、経済力のない黒人が他の州や連邦直轄地に移動することで居住する州における人工妊娠中絶の規制を回避することができる可能性は、黒人ではない人種の人たちよりも低くなるであろう²⁸。以上のような点を考えると、Dobbs 判決は、人種中立的な判決ではあるが人種差別的な側面をも有する判決であるといえることができよう²⁹。

²² Dobbs, 42 S. Ct. at 2284. かつて Thomas 裁判官と Barrett 裁判官は、人種、性別、障害を理由とした人工妊娠中絶の禁止は、優生学上の選好に基づいた人工妊娠中絶を防ぐという見解を主張していた。以上の点については、Yvonne Lindgren, *supra* note 9, at 251 を参照した。

²³ *Id.* at 2317 (Breyer, J., Sotomayor J., and Kagan, J., dissenting).

²⁴ Yvonne Lindgren, *supra* note 9, at 249-50.

²⁵ Khiara M. Bridges, *supra* note 13, at 43.

²⁶ *Ibid.*

²⁷ *Ibid.*

²⁸ *Id.* at 44-6

²⁹ *Id.* at 46.

おわりに

合衆国における世論調査によれば、Dobbs 判決は、連邦最高裁に対する不信感が、同調査が始まって以来、最も高まっている時期に下された判決であるといわれている³⁰。また、人工妊娠中絶の規制を指向する州とそうでない州との間の対立は、州間の友好関係にも大きな影響を及ぼしており、実際、人工妊娠中絶をめぐる州間の対立のレベルは、かつての逃亡奴隷法（fugitive slave laws）をめぐる州間の対立のレベルと同程度であるという指摘がある³¹。したがって、この Dobbs 判決により、今後、人工妊娠中絶の規制を指向する州とそうでない州との間の対立が先鋭化する可能性がある。アメリカにおける人工妊娠中絶の是非をめぐる論争を今後も注視していきたい。

³⁰ Yvonne Lindgren, *supra* note 9, at 281.

³¹ *Id.* at 282.